

○文部科学省告示第八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年二月十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

腕を頭の上にあげて立つ裸婦	ヴェネツィア風（ロカイユ式）の肘掛椅子と果物	肘掛椅子の女性	立つオダリスクと火鉢	ヴァイオリン・ケースのある室内	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	令和二年一月二十一日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	令和二年四月七日から同年十一月十三日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	公益財団法人ポーラ美術館館長 木島 俊介 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	公益財団法人ポーラ美術館 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五 令和二年四月二十三日から同年十一月三日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地